

ウッドシティ TOKYO モデル建築賞 Q&A

Q 募集要項「3 応募対象施設」の要件として、「(2) 公開可能な非住宅の施設であること。」とある。ここでいう公開可能とはどういったことを指すのか。

A 今回の応募対象施設としては、学校や老人ホームなどの施設も想定しているところです。こういった施設を常に公開可能するのは事実上不可能です。こういったこともあり、ここでいう公開可能とは、「見学会などの要請があった際にそれを受けられることができること」、「施設の写真撮影などに応じられること」としております。

Q 募集要項「3 応募対象施設」の要件として、「(6) 同一の建築コンクール等において、知事賞や大臣賞の受賞歴がないこと。」とある。応募を考えている施設については、大臣賞を最優秀賞とするコンクールにおいて、優秀賞である審査委員特別賞の受賞歴がある。この場合、この施設は応募対象施設の要件を満たすことになるのか。

A 募集要項「3 応募対象施設」の「(6) 同一の建築コンクール等において、知事賞や大臣賞の受賞歴がないこと。」については、あくまでも、知事賞や大臣賞の受賞歴がない施設であることが要件となりますので、それ以外の賞の受賞歴があったとしても応募は可能です。

Q 応募者が区市町村となる場合、まず暴力団関係者に該当することはないが、この場合であっても誓約書の提出は必要か。

A 区市町村の場合提出不要という例外規定があるわけではございません。また、誓約書の後半部分には、「また、応募者又は承諾者の誓約に違反又は相違があり、同要領第4の規定により応募の取消し又は受賞の取消しを受けたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。」という記載もあり、この部分に同意して頂くことも含めお手数ではございますが、誓約書はご提出願います。

Q 施工者などがジョイントベンチャーの場合、誓約書、承諾書兼誓約書はどのように提出すれば良いのか。

A 記載例をご覧ください。